

「人権尊重のまち 鳴門」をめざして

～ 人権って何だろう～

☎ 市教育委員会生涯学習人権課 ☎686・8803 市役所人権推進課 ☎684・1148

基本的人権の尊重は、日本国憲法において「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する**基本的人権は、侵すことのできない永久の権利**」と規定されています。

また、人権は「人間の尊厳に基づいて各人が持っている固有の権利であり、社会を構成するすべての人々が個人としての生存と自由を確保し、社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない権利」です。

しかしながら、**今なお、さまざまな人権問題として同和問題をはじめ、女性や障がい者に対する差別や偏見、子どもや高齢者への虐待、外国人差別といった複雑かつ多様な人権問題があります。**

私たちは、それぞれが多様な考え方をもちつつ、社会生活を営んでおり、少しの意識の違いや、言動

のすれ違いから、相手を傷つけたり、自分が傷つくことがあります。こうした中にも「人格や存在の否定」といった人権問題につながるものが含まれていることも少なくありません。

私たちは、不用意な言動をきっかけに加害者にも被害者にもなり得るのです。

自分や家族、友人、そして全ての人が幸せに生きるためにも、私たちは人権について正しく理解し「**自分たちが守るべき大切なもの**」であるとの認識を持って、お互いにそれぞれを認め合うことが必要です。

そして、**自分の身近な生活から人権意識を持って行動していくこと**で、全ての人が幸せを実感することができる「人権尊重のまち鳴門」の実現をともにめざしていきましょう。